

営農指導員と改良普及員

1. はじめに

農協の営農指導事業を担う営農指導員と、地方公務員である改良普及員とは、業務内容は一見似通っている点が多いが、立場や業務方針には相違点がある。本稿では、筆者が改良普及員として活動した経験をもとに、それぞれが組合員（農業者）に対して、どのように支援指導を行っているかをみた上で、両者の具体的な連携方法について考えてみたい。

2. 営農指導員について

(1) 位置付け

農業協同組合法第10条においては、平成13年の法改正により、農協の行う事業の筆頭に「組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導」が挙げられ、営農指導事業の農協事業に占める位置付けが明確にされている。

第1表 営農指導員の業務

(単位 組合,%)

	回答 農協数	構成比
営農指導員を持つ農協	1,459	100.0
農業技術巡回指導	860	58.9
生産部会等の管理育成	758	52.0
集出荷、販売に関する業務	596	40.8
転作の取りまとめ等農政関連業務	528	36.2
営農・販売計画の樹立等の企画立案業務	499	34.2
農業・農政に関する市町村等との連絡調整業務	485	33.2
農家等への経営指導	313	21.5
生産資材の推進に関する業務	125	8.6
その他	37	2.5

資料 JA全中「農協の活動に関する全国一斉調査(平成11年度)」

(注) 複数回答。

(2) 活動内容

JA全中が11年度に実施した「農協の活動に関する全国一斉調査」によると、営農指導員が行っている主な業務は、「農業技術巡回指導」が最も多く、「生産部会等の管理育成」「集出荷、販売に関する業務」等が続く。これらは、営農及び販売に関して、直接組合員と接して指導を行う業務であり、活動を通じて、組合員の様々な情報が得られることも期待される。

その他にも、「転作の取りまとめ等農政関連業務」「営農・販売計画の樹立等の企画立案業務」「農業・農政に関する市町村等との連絡調整業務」等、農協により取組みの程度に差は有るものの、その分野は多岐にわたっている(第1表)。

3. 改良普及員について

(1) 根拠法令等

農業改良助長法第13条において、「農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように」国と都道府県が「協同農業普及事業」を行うとしている。

また、改良普及員は、農業改良助長法第14条の2第5項において、「(前略)直接農業者に接して、農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たる」こととされている。

(2) 活動内容

改良普及員は、各道府県において定める「協同農業普及事業の実施方針」や「農業振興計画」等に基づき、各地域の課題に応じて、普及指導対象・指導内容・実施時期を明記した普及指導計画を作成し、計画的な普及活動を行っている。



最近の活動内容は、重点対象を、認定農業者をはじめとする「経営改善に意欲的な農業者や組織経営体」、「新規就農者」や「経営参画を目指す女性農業者」等として、効率的で安定した農業経営のため、技術面及び経営面での支援を行っている。

また、地域農業のまとめ役となる人材を育成し、地域の課題解決に対する住民自らの取組みを支援している。

地域農業改良普及センターにおける改良普及員の活動体制は、それぞれ専門の作目及び業務の分担（区分は各県ごとに異なる）を持って、改良普及員が個別に普及指導を行うほか、年々多様化・複雑化する傾向にある地域課題に対応するため、それぞれの専門分野を生かしたチーム活動による指導も多くなっている。

4. 営農指導員と改良普及員の連携

両者の支援指導体制を第2表に示した。両者とも、数年前に比較して人数は減少している。また、合併・統合などにより設置数が減少していること等から、1農協（センター）当たりの人数は増加しており、指導体制が広域化していることがうかがえる（第2表）。

このように、農協、地域農業改良普及センターともに広域化が進んでいる現状においては、ともすれば組合員（農業者）との接点が少なくなり、サービスの低下につながる懸念がある。

第2表 農協の営農指導員数及び地域農業改良普及センターの設置数、改良普及員数等

（単位 組合員）

	農協 (営農指導員)		地域農業改良普及 センター (改良普及員)	
	7年度	12	7	14
設置数*	2,182	1,300	558	464
人数	17,242	16,216	10,473	9,857
1農協(センター) 当たり人数	7.9	12.5	18.8	21.2

資料 農林水産省「総合農協統計表」ほか
 (注) *農協については、調査に回答のあったものうち、営農指導員を配置している農協の数。

そこで、営農指導員と改良普及員の両者がともに連携し、より効果的な支援指導を行う必要があると考えられる。ここでは、一例として、生産部会に対する支援指導について、プロセスを順に追って考えてみたい。

現状（地理的条件や人材の情報）の把握：

まず、部会の現状（部会員の人数、栽培面積、出荷量、販売額などのデータ）を把握する。この際、数値的なデータに加え、個々の部会員の技術力や意欲など、個別部会員の数値化されない情報についても、普段の付き合いから収集しておく。これらのデータをもとに、部会員のレベルを把握する。

目標の設定：現状把握をもとに、具体的な（収量、品質等の）目標を設定する。この際、全員一律の目標のほかに、個々のレベルに応じた目標設定を行い、全体の積上げを図る。

指導事項の提示と実践：個々のレベルに応じて、具体的な実践事項を提示し、支援指導を行う。

成果の検証と対策の検討：支援指導の実績（指導の浸透度合い）と、目標に対する達成度から、指導の成果を検証する。

上記プロセスに関する営農指導員と改良普及員の役割分担については、地域に密着し多くの情報を有していると考えられる営農指導員が、分析のノウハウを有していると考えられる改良普及員が、及びを主に担当し、については両者が分担して行うという方法が考えられる。

5. まとめ

効率的かつ効果的に、組合員（農業者）に対して支援指導を行うための、営農指導員と改良普及員の連携方法は、地域によって異なるものであるが、地域に密着して組合員の営農と販売を支援する営農指導員と、試験研究機関との連携や広域の情報に強みを持つ改良普及員が、相互の役割分担の確認と、連携を確実にすることが重要であると考えられる。

（研究員 山里善彦・やまさとしひこ）